

補助金に係る消費税等仕入控除税額 報告事務マニュアル

(新型コロナウイルス感染症包括支援事業補助金(医療分))

令和6年1月一部修正

奈良県医療政策局地域医療連携課

1. 仕入控除税額報告の概要

(1) 消費税の納付と補助金について

- ① 課税事業者は、売上に係る消費税額（預かり消費税）から仕入に係る消費税額（支払い消費税）を差し引いた金額を、税務署に納付します。

●補助金を受けていない場合の例

売上 (収入)	課税売上550万円 課税対象消費税50万円 (預かり消費税)	非課税売上 200万円
	納付税額 20万円	
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)	非課税仕入420万円

- ② 一方、補助金は、消費税の負担を目的とした部分があるにも関わらず、制度上、非課税売上として計上されており、結果として、補助金に組み込まれた消費税相当額が消費税負担（支出）という目的に使用されないこととなります。

●補助金を受けている場合の例

売上 (収入)	課税売上440万円 課税対象消費税40万円 (預かり消費税)	非課税売上310万円 内補助金110万円 (消費税額10万円)
	納付税額 10万円	
仕入 (支出)	課税仕入330万円 仕入控除消費税30万円 (支払い消費税)	非課税仕入420万円

↑
返還額

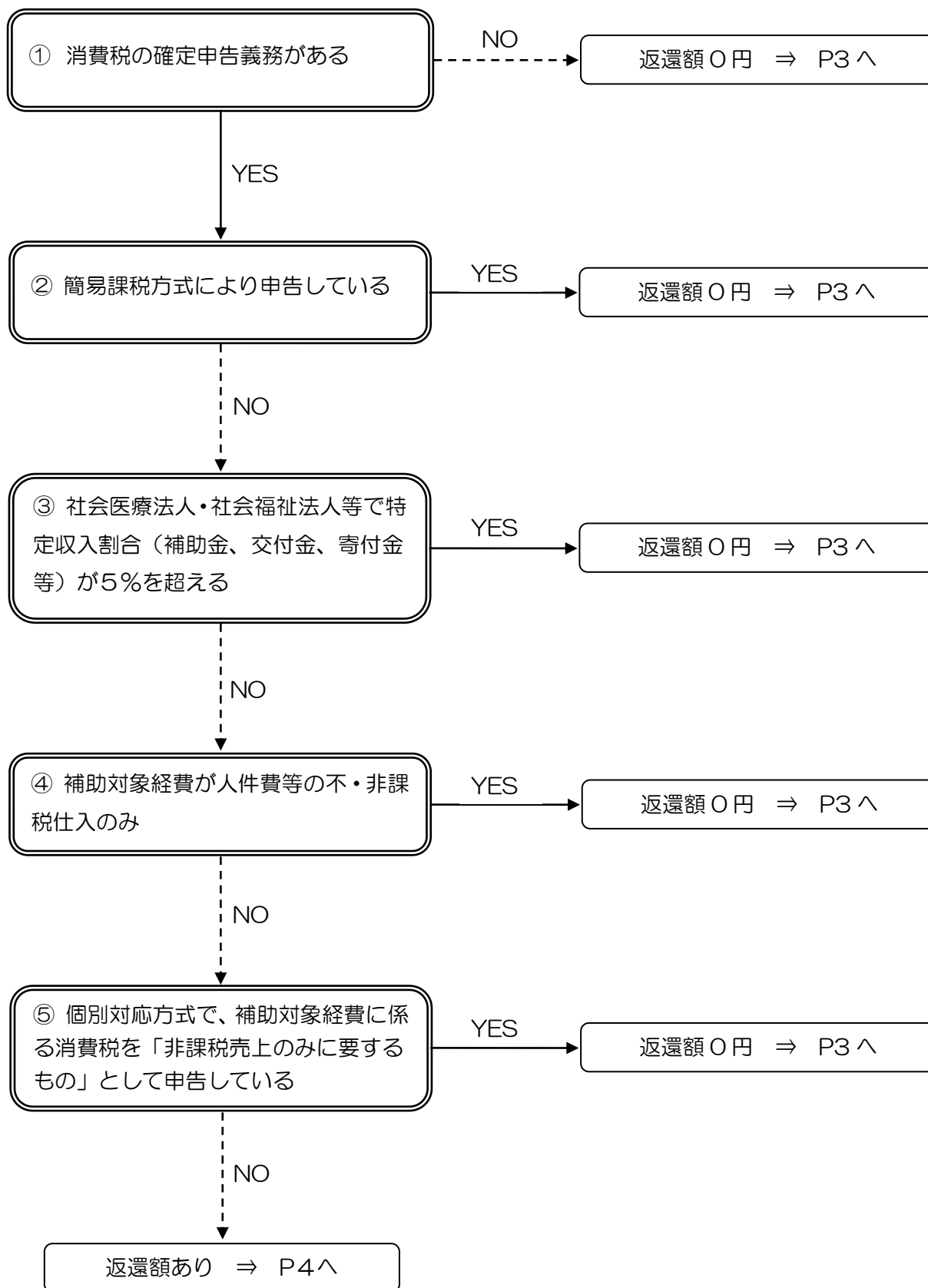
(2) 補助事業に伴う補助金収入

(1) の理由により、補助金交付要綱では、補助事業完了後に「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告を定めております。

なお、報告された仕入控除税額（返還額）については、後日、奈良県から納付書を発行しますので、金融機関で納付してください。

2. 返還額の算定について

(1) 返還額フローチャート



(2) 返還額が0円の場合

- ①消費税の確定申告の義務がない場合。
- ②簡易課税方式により申告している場合。
- ③社会医療法人・社会福祉法人等※1で、特定収入割合が5%を超えている場合。
- ④補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入のみの場合。
- ⑤個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合。

※返還額が0円の場合でも報告は必要です。

報告様式については、奈良県HPからダウンロードしてください

提出書類については、P10をご覧ください

※1 「消費税法別表第三に記載の法人」や「個別法で消費税法別表第三に記載の法人とみなすと規定されている法人」などが該当します。

(3) 返還額がある場合

(2) 以外の場合には、返還額が発生しますので、次ページ以降の①～③のいずれに該当するかを確認したうえで、計算し、報告してください。

ただし、軽減税率（8%）が適用される経費や不・非課税の経費（便宜的に消費税率0%と考えてください）がある場合は、それぞれを区別して計算してください。

①～③の共通ルール

課税売上割合の計算

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高（税抜き）}}{\text{総売上高（税抜き）}}$$

※課税売上割合の計算においては、端数処理を行いません。

ただし、消費税の確定申告において課税売上割合の計算に際して端数処理（切り捨て）を行った場合に限り、端数処理後の課税売上割合を用いてください。なお、確定申告の様式では「端数切り捨て」と表示されていても、実際の課税売上割合の計算に際して端数処理（切り捨て）をしていない場合がありますので、ご注意ください。

端数処理について

※課税売上割合のほか、途中の計算については端数処理を行わないでください。

最後に円未満の端数が生じた場合に限り、切り捨ててください。

① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

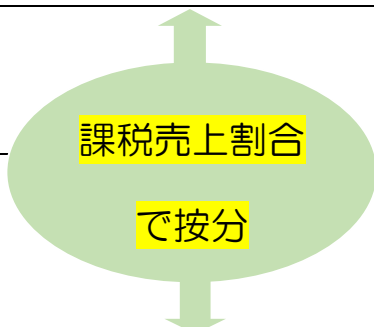
※計算方法 別紙1

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \frac{10}{110}$$

② 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、

一括比例配分方式を採用

※計算方法 別紙2

補助対象経費のうち課税仕入等に係る消費税額	返還額 (控除する消費税額)	
	控除できない消費税額	

$$\text{返還額} = \text{補助金額} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

③ 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、

個別対応方式を採用

※計算方法 別紙3

補助対象経費のうち 課税仕入等に係る消 費税額	A 課税売上対応分	返 還 額 (控除する消費税額)
	B 共通対応分	
	C 非課税売上対応分	控除できない消費税額

返還額 = Aの返還額 + Bの返還額

$$A \text{ の返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{課税売上対応分経費}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$

(円未満切捨て)

$$B \text{ の返還額} = \text{補助金額} \times \frac{\text{共通対応分経費}}{\text{補助対象経費}} \times \text{課税売上割合} \times \frac{10}{110}$$

(円未満切捨て)

別紙 1

① 課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下

【事例】

医療用機器905,000円（税込）を購入した。

そして、補助金額が905,000円で確定した。

申請者法人の 課税売上高(税抜)325,698,453円 課税売上高5億円以下

総売上(税抜)332,765,837円 課税売上割合95%以上

(1) 補助対象経費の内訳 (単位：円、税込)

区 分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
空気清浄機	905,000	0	905,000
計	905,000	0	905,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

325,698,453円 / 332,765,837円 = 97.87616・・・%

※返還額には影響しない参考値です

(3) 返還額

(補助金額 × 10/110)

905,000円 × 10/110 = 82,272円 (円未満切り捨て)

【添付書類】

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

◎提出用入カシート

別紙2

② 課税売上割合が95%未満又は課税売上高が5億円超で、一括比例配分方式

【事例】

空気清浄機 905,000 円（税込）を購入した。

そして、補助金額が 905,000 円で確定した。

申請者法人の 課税売上高(税抜) 129,384,326 円 課税売上割合

総売上(税抜) 3,189,852,777 円 95%未満

(1) 補助対象経費の内訳 (単位：円、税込)

区 分	課税仕入	不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
空気清浄機	905,000	0	905,000
計	905,000	0	905,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高(税抜) / 総売上高(税抜))

$$129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} = 4.056122 \dots \%$$

(3) 返還額

(補助金額 × 課税売上割合 × 10 / 110)

$$\underline{905,000 \text{ 円} \times 129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} \times 10 / 110}$$

$$= \underline{3,337} \text{ 円 (円未満切り捨て)}$$

【添付書類】

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写)

◎提出用入力シート

別紙 3

③ 課税売上割合 95%未満又は課税売上高 5 億円超で、個別対応方式

【事例】

空気清浄機 905,000 円（税込）を購入した。

そして、補助金額が 905,000 円で確定した。

申請者法人の 課税売上高（税抜）	129,384,326 円	課税売上割合
総 売 上（税抜）	3,189,852,777 円	95%未満

(1) 補助対象経費の内訳 (単位：円、税込)

区 分	課 税 仕 入			不・非課税仕入 (人件費等)	合 計
	課税売上対応分	共通対応分	非課税売上対応分		
空気清浄機	0	905,000	0	0	905,000
	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	905,000

(2) 課税売上割合

(課税売上高（税抜）／総売上高（税抜）)

$$129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} = 4.056122 \dots \%$$

(3) 課税売上対応分に係る返還額

(補助金額 × 補助対象経費のうち課税売上対応分 / 補助対象経費 × 10 / 110)

$$905,000 \text{ 円} \times 0 \text{ 円} / 905,000 \text{ 円} \times 10 / 110 = 0 \text{ 円}$$

(4) 共通対応分に係る返還額

(補助金額 × 補助対象経費のうち共通対応分 / 補助対象経費 × 課税売上割合 × 10 / 110)

$$905,000 \text{ 円} \times 905,000 \text{ 円} / 905,000 \text{ 円} \times 129,384,326 \text{ 円} / 3,189,852,777 \text{ 円} \times 10 / 110 = 3,337 \text{ 円 (円未満切り捨て)}$$

(5) 返還額

(3) の円未満切り捨て額 + (4) の円未満切り捨て額

$$0 \text{ 円} + 3,337 \text{ 円} = 3,337 \text{ 円}$$

【添付書類】

◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）

◎提出用入力シート

		提出書類
返還額がない場合	①消費税の確定申告の義務がない場合 参考：「原則として、法人は前々事業年度の課税売上高が、個人は前々年の課税売上高が 1,000 万円以下の場合には申告の義務がない。」	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート
	②簡易課税方式により申告している場合	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート ◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）（写）
	③社会医療法人・社会福祉法人等で特定収入割合（補助金、交付金、寄付金等）が 5%を超えている場合	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート ◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写） ◎特定収入割合計算表（写）
	④補助対象経費が人件費等の不・非課税仕入のみの場合	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート
	⑤個別対応方式で、補助対象経費に係る消費税を「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート ◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
返還額がある場合	⑥課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下の場合	◎第 7 号様式 ◎提出用入力シート ◎課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
	⑦課税売上割合が 95%未満又は課税売上高が 5 億円超であって、一括比例配分方式又は個別対応方式により申告を行っている場合	